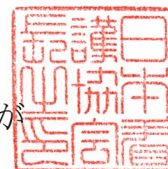


平成 27 年 5 月 27 日

厚生労働省 職業能力開発局
局長 宮川 晃 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 坂本 すが



要望書

地域における医療・介護の総合的な提供体制整備は喫緊の課題であり、そのためには医療従事者の確保が不可欠です。わけても看護職員については、その勤務環境の厳しさから確保困難の状況が続いており、この間、国をはじめ関係機関・団体の努力によって確保定着対策が進められてきたところです。

平成 26 年度から「社会人の学び直し」支援として専門実践教育訓練給付が開始され、看護師等資格をめざす社会人経験者に対する経済的支援が大幅に拡充されたことは、意欲ある人材を看護界に迎えるために実効性の高い施策であるとともに、准看護師資格者が働きながら看護師資格をめざす上で大きな助けとなるものであり、本会としても高く評価しております。

しかしながら、従来の教育訓練給付制度のもとで講座指定を受けていた看護師 2 年課程通信教育養成機関が専門実践教育訓練給付制度のもとでは指定講座の指定を受けられない事態となっており、大変憂慮しております。

つきましては、以下の事項についてご尽力を賜りたく、強く要望いたします。

要 望 事 項

看護師 2 年課程通信制養成機関について専門実践教育訓練給付に係る指定対象の拡大をされたい

1. 看護師 2 年課程通信制養成機関について専門実践教育訓練給付に係る指定対象の拡大をされたい

[要 望]

専門実践教育訓練給付に係る講座指定にあたり、看護師 2 年課程通信制養成機関については、厳しい就学環境等に鑑みて、看護師国家試験合格率水準も検証の上、指定対象の拡大をされたい。

要望の背景

平成 26 年度から「社会人の学び直し」支援として専門実践教育訓練給付制度が開始され、看護師等資格をめざす社会人経験者に対する経済的支援が大幅に拡充されたことは、意欲ある人材を看護界に迎えるために実効性の高い施策であるとともに、准看護師資格者が働きながら看護師資格をめざす上で大きな助けとなるものであり、高く評価できる。

しかしながら、看護師 2 年課程養成所は法改正前の教育訓練給付制度の対象であり、法改正によりあらたに高度実践教育訓練の指定対象となったところだが、従来の教育訓練給付制度において講座指定されていた通信制の看護師 2 年課程養成機関が専門実践教育訓練制度においては指定講座の指定を受けられない事態となっており、大変憂慮される。

看護師 2 年課程通信制養成機関の看護師国家試験合格率が、全課程を平均した合格率より概して低いことは、看護職員として働きながら学ぶ学生の修学環境や生活背景等からやむを得ない面がある。専門実践教育訓練の講座指定にあたり、看護師 2 年課程通信制養成所について、看護師国家試験合格率水準を検証のうえ、指定対象の拡大をされたい。